第十一条の二第二項、第十七条第五号、第百七十九条第一号イ及び第二号イ、第百八十条第二項第一号、第二百四条第一項第二号、第二百五条、第二百十九条第二項第二号並びに第二百二十二条第二項及び第三項の項中「並びに第二百二十二条第二項」を「、第二百二十一条の三第二項、第二百二十一条の六第一項並びに第二百二十二条第二項」に改め、同表第十六項の表第二百五十八条第三項第一号及び第二号の項の項中「第二号」の下に「並びに第四項第一号イ」を加え、同条第七項の表第十五項の表第百二十三条第一項及び第二項第三号から第五号までの項、第百二十七条第一項及び第二項、第百五十五条、第百五十九条第四項第二号ロ並びに第百六十条第四項第二号イ(2)の項及び第二百三十二条の項の項中「の項」を「の項及び」に改め、「第百二十七条第一項及び第二項」の下に「、第百五十三条の二第一項、第百五十三条の三第一項」を加え、「及び第二百三十二条の項」を削り、同表第十六項の表第十一条の二第二項、第十七条第五号、第百七十九条第一号イ及び第二号イ、第百八十条第二項第一号、第二百四条第一項第二号、第二百五条、第二百十九条第二項第二号並びに第二百二十二条第二項及び第三項の項の項中「並びに第二百二十二条第二項及び第三項」を「、第二百二十一条の三第二項、第二百二十一条の六第一項並びに第二百二十二条第二項」に改め、同表第十六項の表第二百五十八条第三項第一号及び第二号の項の項中「第二号」の下に「並びに第四項第一号イ」を加える。

第二十五条の十一の二第十七項中「第四条の二第七項」を「第四条の二第八項」に、「、第百六十条第四項第二号イ(2)並びに第二百三十二条」を「並びに第百六十条第四項第二号イ(2)並びに第二百三十二条」に改め、同条第十八項中「及び第二項」の下に「、第百五十三条の二第一項、第百五十三条の三第一項」を加え、「、第百六十条第四項第二号イ(2)並びに第二百三十二条」を「並びに第百六十条第四項第二号イ(2)並びに第二百三十二条」に改め、同条第十九項第二号中「第二百三十二条」を「第二百三十三条」に改め、同条第二十項の表以外の部分中「第四条の二第九項及び第十項」を「第四条の二第十項及び第十一項」に改め、同表第十一条第二項の項中「第二百十九条」を「第二百二十一条の六」に改め、同表第百七十九条第一号イ及び第二号イ、第百八十条第二項第一号、第二百四条第一項第二号、第二百五条並びに第二百十九条第二項第二号の項中「並びに第二百十九条第二項第二号」を「、第二百十九条第二項第二号、第二百二十一条の三第二項並びに第二百二十一条の六第一項」に改め、同表第二百二十二条第三項の項中「第二百二十二条第三項」を「第二百五十八条第一項第二号」に改め、第八条の四第一項」の下に「(上場株式等に係る配当所得等の課税の特例)」を、「第三十七条の十一第一項」の下に「(上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)」を加え、同表中

「

第二百五十八条第一項	総所得金額	総所得金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る配当所得等の金額
	して課税総所得金額	して課税総所得金額、租税特別措置法第八条の四第一項（上場株式等に係る課税の特例）に規定する上場株式等に係る課税配当所得等の金額（以下「上場株式等に係る課税配当所得等の金額」という。）、同法第三十七条の十一第一項（上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（以下「上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額」という。）
	の課税総所得金額	の課税総所得金額、上場株式等に係る課税配当所得等の金額、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額
第三章第一節（税率）		第三章第一節（税率）並びに置法第八条の四第一項及び第十一第一項

」を

第二百五十八条第一項第三号	総所得金額	総所得金額、上場株式等の金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額
	課税総所得金額	課税総所得金額、租税特別措置法第八条の四第一項に規定する課税配当所得等の金額（以下「上場株式等に係る課税配当所得等の金額」という。）、同法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（以下「上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額」という。）に係る課税総所得金額、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額
第二百五十八条第一項第四号	課税総所得金額	課税総所得金額、上場株式等に係る課税配当所得等の金額、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額
	第三章第一節（税率）	第三章第一節（税率）並びに置法第八条の四第一項及び第十一第一項

に改め、同表第二百五十八条第三項第一号及び第二号の項の次に次のように加える。

第二百五十八条第四項第一号イ	総所得金額	総所得金額、租税特別措置法第八条の四第一項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、同法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額

第二十五条の十一の二第二十項の表第二百六十一条第一号の項中「上場株式等に係る配当所得等の金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を「租税特別措置法第八条の四第一項（上場株式等に係る配当所得等の課税の特例）に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法第三十七条の十二の二第一項又は第五項（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「上場株式等に係る配当所得等の金額」という。）、同法第三十七条の十一第一項（上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する上場株式等に係